

電波監理審議会（第1005回）議事要旨

1 日 時

平成26年5月14日（水）14：12～15：49

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

雨宮 明、榮 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、福岡情報流通行政局長、南大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 登録一般放送事業者の登録の取消しについて （26. 3. 12諮問第9号）

平成26年3月12日付け諮問第9号をもって諮問された事案のうち、株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務に関する登録の取消しについて、意見の聴取を主宰した審理官から提出された意見書（第482回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、その旨答申をした。

【内容】

株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務について、「正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止した」と認められ放送法第131条第1号に該当することからその登録を取り消すもの。

(2) 平成25年度電波の利用状況調査の評価について （諮問第12号）

審議の結果、諮問のとおり評価することは適当との答申をした。

【内容】

平成25年度に実施した714MHzを超え3.4GHz以下の周波数帯の電波の利用状況調査の結果に基づき、電波の有効利用の程度を評価するもの。

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

(諮問第13号)

審議の結果、諮問のとおり変更することは適当との答申をした。

【内容】

沖縄本島北部地域における混信の解消を目的とする中継局のチャンネル変更が可能となるよう、基幹放送用周波数使用計画の一部変更を行うもの。

(4) 日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について

(諮問第14号)

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会がスペイン及びポルトガルで実施している外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可をするもの。

(文責：電波監理審議会事務局)